

1. 自主規制機関としての課題について

① 協会における体制整備

- 認定後半年経過したが、その間にも改正法案の提出や新規業者の登録等行っているところ、環境変化のスピードが早い暗号資産業界において、自主規制機能を継続的に発揮するためには、自主規制規則について機動的に見直し、充実させることが重要と考えている。
- 現在の自主規制規則は、現行法だけでなく、先般、国会へ提出した法案で追加される義務等について、既に概ねカバーされているものと承知しているが、今後、市場の変化や新たな暗号資産及び取引形態の出現を踏まえてギャップ分析等を実施し、自主規制規則をタイムリーに整備・見直していただきたい。
- 協会における体制としても今後必要となる業務と現状の態勢についてギャップ分析し、その結果に見合うような体制整備を進めていると認識。今後、着実な計画の履行を期待。今後も、法案審議などが控えているほか、環境変化が激しい業界の特性を踏まえ、柔軟かつ機動的に対応を見直すことも重要。
- 各暗号資産交換業者において、自主規制規則に則した内部規程を概ね策定したと認識している。ただし、内部規程は整備するだけでなく、その内容の適切性や十分性、遵守・定着されることが重要である。この点、各事業者が策定した規程に則り、自主規制を確実に遵守していくよう、貴協会において、実効的なモニタリングを期待している。
- 各事業者においては、業務運営全般にわたってPDCAを回し、順次改善に取り組んでいただきたい。

② その他の課題

- 情報開示の充実について、2月にも月次統計情報公表を開始したと承知している。また、自主規制規則において、事業報告書や財務諸表等公表すると承知しているが、確実に公表されるよう各会員のフォローしていただきたい。さらに、今後、貴協会において、顧客属性など詳細な統計情報や参考価格の具体的な内容・方法、個別事業者における情報開示のあり方など検討していくと承知しているが、情報開示の重要性も踏まえ、スピードアップを図っていただきたい。
- 各事業者は自主規制に基づいて提出するデータの正確性を確保すべきと考えており、貴協会においても、そうした観点から指導してほしい。
- 新規業者への対応として、本年1月、登録審査プロセスの時間的な目安を公表するとともに、同月以降、純粋な新規業者1社を含め、新たに3社を暗号資産交換業者として登録した。貴協会においては、金融庁への登録申請前に2種会員としての申込を受けるとともに、当該会員に対する登録に向けた態勢整備等、指導を実施いただきたい。
- 無登録業者対応について、本年2月、新たに1社警告書を発出したところであるが、利用者の被害防止のため、速やかな対応が必要と考えている。特にICOを行う業者に関する情報について、業該当性の検討に当たり必要となるエビデンスの収集に時間を費やしているところ、これまで以上に速やかな対応を実施するための方法を検討しており、今後対応をご相談させていただきたい。
- 民事執行法等における債権差押え等に関して、債権者が裁判所への申立てにより、債務者以外の第三者から債務者の財産の情報を取得する手続を新設すべく、改正案が国会へ提出・審議されている。
暗号資産交換業者については、当該手続における第三者である金融機関の対象となっておらず、通常、利用規約に基づき、差押命令を受けた顧客によるサービス利用を停止・解約するといった対応を行っているが、業界として、民事執行制度の趣旨を踏まえ、関係法令が遵守されるよう、適切な対応をお願いしたい。

2. 各会員の課題について

① 暗号資産の不正流出対策

- 不正流出対策について、技術委員会の知見も活用し、より厳格な対策等の検討を続けていると承知。また、自主規制団体として、国内外の最新の不正流出事例及びその攻撃手法等に関する情報の収集・分析・周知を徹底してほしい。
- コールドウォレット管理体制について、内部不正やオペリスクの観点から今後、各事業者における牽制・防止態勢のより一層の整備を求めたいと考えているところ、貴協会にもご協力願いたい。

② 改元及び10連休対応に向けた対応

- 昨年12月には要請文を発出し、10連休及び改元に係るシステム改修や顧客への周知及び事務・運用面における対応を依頼し、その後も対応状況をフォローしているところ。
- システム面において大きなシステム改修等は発生しないと認識しているものの、和暦を使用するシステムの特定及びシステム改修等において万全を期す必要があると考えている。
- また、事務面においても、顧客問合せに応じる体制や、異常検知に対する対応等の運用体制及び分別管理体制等を整備する必要があると考えている。

3. AML/CFTについて

① 疑わしい取引の届出

- 暗号資産交換業にかかる、疑わしい取引の参考事例発出を発出した。改訂された参考事例も踏まえ、会員が適切に疑わしい取引を検知し、件数のみならず情報の質にも着目した届出を行えるよう、また、収集した情報を踏まえ、低減措置を改善できるよう、指導いただきたい。

② マネーロンダリング・テロ資金供与対策

- 規模の大小にかかわらず、マネロン・テロ資金供与に悪用されるリスクに晒されている。これに対し経営陣の関与やリスク判断が求められる点、改めて注意喚起する。

- リスクベース・アプローチの出発点である、リスクの特定について、一部の交換業者においては、包括性や具体性に弱さがみられる。どの分野に経営資源を投入し態勢を強化すべきかの判断の一助となる部分でもあり、各社においてはその精度を上げ、対応いただきたい。

(以上)